

答申第43号
(諮問第48号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成20年7月2日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「6月27日、RD問題にかかわって地元自治会長と行った話し合いについて記録を作る元となったデータ」の公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「6月27日にRD問題に関して地元自治会長が招集した話し合いにかかる会議概要の基となったデータ(速記の記録の写し)」(以下「本件対象公文書」という。)を特定した。

平成20年7月17日、実施機関は、本件対象公文書に記載されている「個人(県職員および栗東市職員を除く)の発言部分」が条例第6条第1号に該当する非公開情報であるとして、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 異議申立て

平成20年7月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述において主張する内容は、おおむね次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

音声データの開示を求める。

2 異議申立ての理由・意見

ホームページで概要を公開すると事前に予告している会合において、音声データをとっていないことは通常では考えられない。秘匿している疑いが強い。

複数の会議参加者から、録音機があったという証言が得られている。ただし、栗東市のものである可能性(栗東市に音声データがあることは確認済み)、個人所有のものである可能性もある。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明において主張する内容は、おおむね次のように要

約される。

1 理由説明書

(1) 非公開理由

栗東市小野の株式会社アール・ディエンジニアリング(以下「RD社」という。)の産業廃棄物最終処分場(以下「RD処分場」という。)の周辺の自治会長らの発言については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、これは条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するため、条例第10条第1項の規定により一部公開決定を行ったものである。

なお、異議申立人は条例第6条第1号該当を理由とした非公開については争っておらず、実施機関が特定した「速記の記録の写し」以外に「音声データ」が存在するものと考え、「音声データ」の開示を異議申立書において求めている。

(2) 公文書特定の経緯

自治会長会議の性格について

RD処分場から地下水汚染等の生活環境保全上の支障が生じていることについては、従来は原因者であるRD社に是正を行わせてきたが、平成18年6月に破産手続を開始したため、県は早期解決をめざして主体的に取り組むこととし行政対応方針を策定した。

平成18年12月には、RD最終処分場問題対策委員会を設置し、効果的および合理的かつ経済的にも優れた対策工の検討を行い報告書の提出を受け、報告書の基本方針を県として検討し、平成20年5月に県としての基本的な方針を決定し公表した。

県としての基本的な方針については、平成20年5月28日から知事や琵琶湖環境部長のほか関係職員により、RD処分場周辺の7自治会および1団体に対して、地元説明会を順次行ってきたが、いずれの自治会等においても住民の強い反対が表明され、県の基本的な方針は受け入れられていない。

このため、平成20年6月20日の県議会の環境・農水常任委員会では、地元住民の意見を直接聞くことを目的として、RD処分場周辺の7つの自治会の会長等を参考人として招致された。その結果、対策工実施にあたっては、周辺住民の合意と納得を得ることが確認されている。

上記7つの自治会のうち を除く6つの自治会の会長から、別の日に県や市の担当者を加えて、自治会長だけの話し合い(以下「自治会長会議」という。)の開催を提案された。

当初は、非公開で開催するとされていたが、県担当として琵琶湖環境部長が出席すること、他の住民に県と自治会長だけで密談を行ったという誤解を与えるおそれがあることから、開催日時および場所等については広報し、その結果の会議概要をホームページ上で掲載する予定として広報した。

会議については、自治会長および県、栗東市担当者の出席により開催された。

なお、あらかじめ掲載するとした会議概要は、公表することについて自治会長の同

意を得ることができず、完成していない。

音声データについて

確かに、平成 20 年 5 月 28 日から行った R D 処分場周辺の 7 自治会および 1 団体に
おける地元説明会では、知事の説明や住民一人一人の意見を正確に把握するため、I
Cレコーダーによる録音を行っている。

また、前述の R D 処分場問題対策委員会においても、詳細で正確な議事録を作成す
るため、委託業者の速記者の音声データとは別に、I Cレコーダーによる録音を行っ
ている。

一方、この自治会長会議においては、会議概要を作成することになっていたが、議
事録のように各自治会長や県担当者等の一言一句を正確に記載する必要はなく、単に
筆記で記録をとっていれば問題はないものと考えていた。

また、自治会長会議は、上記 に示すような性格を有しており、仮に録音する前提
で会議を行った場合には、自治会長や県担当者の自由闊達な意見を妨げるおそれがあ
った。

このような理由から、自治会長会議については、録音そのものを行っていないもの
であり、会議概要（案）を作成する際に参考としたものは、速記録と出席者個人の記
憶であった。

たまたま、速記が特技である職員が平成 20 年 4 月から最終処分場特別対策室に所属
しているため、この職員が自治会長会議に同席し、速記の技術を用いて記録を行い、
会議概要（案）および速記の記録を意識した会議録を作成したものである。

このように音声データは当初から存在しないため、申立人の主張は理由がない。

2 口頭説明

(1) 自治会長会議の録音について

実施機関として自治会長会議の録音は行っていない。県職員私有の機器による録音も
行っていない。また、栗東市職員が録音を行っていたようであるが、その音声データを
譲り受けた事実もない。

速記者（県職員）は県の保有する録音機を持参していたが、自治会長会議の性格を考
慮した上司から録音を行わないよう指示を受け、録音は行わなかった。

(2) 本件対象公文書（速記）とその速記を文章化した会議録との関係について

本件対象公文書（速記）については、その速記を文章化した会議録（以下「会議録」
という。）が存在する。

これらを比較対照すると、本件対象公文書に記録（速記）されていない内容が会議録
には記録（文章化）されているように見受けられるとして、審査会から説明を求められ
たので、さらにこの点について説明する。

確かに、本件対象公文書に記録（速記）されていない内容が会議録には記録（文章化）
されている。速記されていない内容で文章化されている部分は、速記者の記憶を文章化
した部分である。すなわち、速記の不足を記憶で補い、会議録としている。

速記されていない部分とは、速記者が速記の手をとめてしまった部分である。速記者

は R D 問題対策に関わる県職員でもあることから、速記者自身にとって内容が非常に興味深く、速記者が思わず手をとめて、しばらく聞き入ってしまった場面がある。

また、このような部分を記憶により補うことも、次のとおり可能である。速記者は、自治会長会議の翌日（土曜日）から文章化の作業を行っており、また、自治会長会議の内容は、速記者にとって非常に印象的なやりとりであり、会議全体が非常に緊張感のあるものであったため、速記者の記憶は鮮明なものであった。速記者を含む最終処分場特別対策室の職員の職務は専ら R D 問題対策であり、これらの職員にとって、自治会長会議の内容は、従前より議論が重ねられた内容である。そのため、速記しなかった内容についても、記憶を文章化し、速記しなかった内容を補充することが可能であった。

以上のとおり、会議録は、本件対象公文書および速記者の記憶をもとに作成されたものであり、本件公開請求に係る対象公文書は、本件対象公文書（速記）以外に存在しない。自治会長会議の記録は、録音を伴わない速記のみに委ねており、対象公文書となりうるデータとして音声データは存在しない。

第 5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

（1）基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第 6 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 6 条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで次のとおり判断する。

（2）公文書の特定について

異議申立人ならびに実施機関の主張から認められる公文書の特定に関する事実は次のとおりである。

本件公開請求は、平成 20 年 6 月 27 日に「R D 最終処分場の周辺自治会長と県との会議の開催について」と題して広報（「県政 e しんぶん」に掲載）された自治会長会議（以下「本件会議」という。）の記録を作る元となったデータを求めるものである。

実施機関が作成した本件会議の記録としては、「本件会議の概要（案）」および「会議録

(本件会議の速記録を文章化したもの)」が存在することが認められ、実施機関は、これらを作る元となったデータとして速記の記録の写し(本件対象公文書)を特定している。

異議申立人は、「会議概要はホームページで公開する予定」と広報されていることから、本件会議で音声データをとっていないことは通常では考えられず、音声データを秘匿している疑いが強いと主張し、音声データの公開を求めている。

そこで、音声データの存否について以下検討する。

(3) 音声データの存否について

本件会議について

実施機関から提出された理由説明書および本件対象公文書からは次のような事実が認められる。

本件会議は、平成20年6月27日(金曜日)の午後8時から午後10時5分までの間、栗東市役所4階会議室で開催されている。出席者はRD処分場の周辺自治会長(6名)、県琵琶湖環境部長ほか県職員(4名)および栗東市職員(3名)である。

また、「環境・農水常任委員会において参考人として招致されたRD最終処分場の周辺自治会長と県との会議」であり、会議は関係者のみとされ、報道関係者も含め傍聴はできないこと、「周辺自治会長からの要請により会議を開催するもの」であること、「会議概要は、後日、最終処分場特別対策室のホームページで公開する予定」であることが本件会議の当日に広報されている。

本件対象公文書について

本件対象公文書は速記者の速記録(ノート)の写しであり、分量はノート44ページ分に相当する。速記録は、出席者の発言を発言者ごとに記録したものである。

実施機関による説明(その1)

実施機関は、本件会議では録音を行っておらず、音声データは存在しないと主張する。

録音を行わなかったことについて、実施機関は、速記者が県の保有する録音機を持参していたが、本件会議の性格を考慮した上司が録音を行わないよう指示をし、録音は行わなかったと説明する。また、実施機関は、会議概要を作成することとなっていたが、議事録のように各自治会長や県担当者等の一言一句を正確に記載する必要はなく、単に筆記(速記)で記録をとっていれば問題はないものと考えていたと説明する。

この実施機関の説明は、本件会議前に広報された内容などに照らして、音声データが存在しないことの説明として、一応の合理性が認められる。また、この実施機関の説明は、「複数の会議参加者から、録音機があったという証言が得られている」との異議申立人の主張とも矛盾するものでもない。

実施機関による説明(その2)

ところで、本件対象公文書については会議録が存在しているが、この会議録は、本件と異議申立人を同じくする諮問第50号事案の対象公文書であり、本件と同時に本審査会が審議の対象としているところである。

審議の過程において、本件対象公文書とこの会議録を比較対照したところ、本件対

象公文書に記録されていない内容が会議録には記録されているように見受けられたことから、このことについてさらに実施機関に説明を求めたところ、実施機関から前記第4・2(2)のとおり説明があった。

この実施機関の説明について、速記されていない部分が生じた事情は理解できるものであり、その部分を記憶により補って会議録を作成している点も、特段不自然ということとはできない。午後10時過ぎに終了した本件会議の記録を記憶の鮮明な翌日から文章化したという点や、RD問題対策に専従する職員が繰り返し議論してきたことが会議の内容となっているという点などから、記録を速記のみにより行うこととし、速記の不足を記憶により補ったという説明は、納得できないものではない。

したがって、実施機関の説明は、音声データが存在しないことの説明として、一応の合理性が認められる。

まとめ

以上のように、音声データが存在しないことについて、実施機関の説明に特段不合理な点はない。また、この実施機関の説明を覆す積極的な事情も認められない。

したがって、本件公開請求に係る音声データが存在するとは認められない。

(4) その他の主張について

また、異議申立人は、意見書等によりその他種々主張しているが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、実施機関の決定は妥当であると認められる。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成20年8月22日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年10月15日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成20年11月5日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成21年1月27日 (第167回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成21年2月16日 (第168回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年3月16日 (第169回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。
平成21年4月30日 (第170回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

平成21年 5月26日 (第171回審査会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。
平成21年 6月30日 (第172回審査会)	・諮問案件の審議を行った。